

沖縄県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例

(昭和59年12月24日沖縄県条例第38号)

改正 昭和61年7月16日条例第26号 平成元年3月31日条例第23号
平成4年10月21日条例第52号 平成6年3月31日条例第15号
平成10年12月25日条例第35号 平成11年12月27日条例第63号
平成12年3月31日条例第57号 平成13年3月30日条例第26号
平成13年12月26日条例第54号 平成14年3月30日条例第11号
平成17年3月31日条例第10号 平成17年7月26日条例第39号
平成18年3月31日条例第32号 平成22年12月28日条例第45号
平成27年12月25日条例第64号

沖縄県風俗営業等取締法施行条例(昭和47年沖縄県条例第38号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「法」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 第1種地域 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域をいう。
- (2) 第2種地域 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域(以下「住居地域」という。)のうち、良好な風俗環境を保全するため必要があるものとして、公安委員会規則で定める地域をいう。
- (3) 第3種地域 住居地域のうち、深夜において善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があるものとして、公安委員会規則で定める地域をいう。
- (4) 第4種地域 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域をいう。
- (5) 第5種地域 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる商業地域をいう。
- (6) 第6種地域 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。
- (7) 第7種地域 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる用途地域でない地域をいう。

(風俗営業の制限地域)

第3条 法第4条第2項第2号の条例で定める営業所の設置を制限する地域は、次の各号のいずれかに該当する地域とする。

- (1) 第1種地域及び第2種地域
- (2) 第5種地域のうち、学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定するもの

をいう。)、図書館(図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定するものをいう。)、児童福祉施設(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)、病院(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。))又は診療所(医療法第1条の5第2項に規定する診療所で、患者を入院させるための施設を有するものをいう。以下同じ。)(以下「保全対象施設」という。)の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲50メートルの区域内の地域

(3) 第1種地域、第2種地域及び第5種地域以外の地域のうち、保全対象施設の敷地の周囲100メートル(保全対象施設の敷地が第5種地域にある場合は、50メートル)の区域内の地域

2 前項の規定は、移動風俗営業(営業を行う場所が常態として移動する風俗営業をいう。)については、適用しない。

(風俗営業の営業時間の特例)

第4条 法第13条第1項第1号の条例で定める習俗的行事その他の特別な事情のある日として条例で定める日は次の各号に掲げる日とし、当該特別な事情のある日に係る同号の条例で定める地域はそれぞれ当該各号に定める地域とする。

- (1) 旧盆(旧暦7月14日から同月16日までの日) 沖縄県の全域
- (2) 年末・年始(12月21日から翌年1月3日までの日) 沖縄県の全域
- (3) その他公安委員会が定める日 公安委員会が指定する地域

2 法第13条第1項第2号の午前零時以後において風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域は、次に掲げる地域とする。

- (1) 那覇市松山1丁目1番から5番まで、松山1丁目13番及び松山1丁目14番並びに松山2丁目1番から12番まで
- (2) 沖縄市上地一丁目1番から3番まで及び上地一丁目9番から16番まで並びに上地二丁目1番、上地二丁目2番及び上地二丁目8番から10番まで

3 第1項各号に掲げる日に係る当該各号で定める地域及び前項各号に掲げる地域につき法第13条第1項ただし書の条例で定める時は、午前1時とする。

(風俗営業の騒音及び振動の数値)

第5条 法第15条の条例で定める騒音に係る数値は、別表第1の左欄に掲げる地域ごとに、同表右欄に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ同欄に定める数値とする。

2 法第15条の条例で定める振動に係る数値は、55デシベルとする。

(風俗営業者の遵守事項)

第6条 風俗営業者は、その営業に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 営業所において、卑わいな行為その他善良の風俗を害する行為をしないこと又はこれらの行為をさせないこと。
- (2) 営業の用に供する家屋又は施設(旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条に規定する旅館業に係るものを除く。)において、客を就寝又は宿泊させないこと。
- (3) 客の求めない飲食物を提供しないこと又は提供させないこと。
- (4) 営業の用に供する家屋又は施設において、店舗型性風俗特殊営業を営まないこと又は営ませないこと。

(5) 営業中において、営業所入口に施錠をしないこと又は施錠をさせないこと。

2 法第2条第1項第4号の営業を営む風俗営業者は、その営業に関し、前項の規定によるほか、次の各号(まあじやん屋を営む者にあつては、第1号及び第2号)に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 営業所において、賭博類似行為その他著しく射幸心をそそるおそれのある行為をしないこと又はこれらの行為をさせないこと。

(2) 営業所において、著しく射幸心をそそるおそれのある方法で営業しないこと。

(3) 客に提供した賞品を買い取らせないこと。

(4) 営業所において、客に飲酒させないこと。

(ゲームセンター等への年少者の立入制限)

第7条 法第2条第1項第5号の営業を営む風俗営業者は、午後8時後午後10時前の時間において18歳未満の者を営業所に客として立ち入らせてはならない。

(店舗型性風俗特殊営業の距離制限の基準となる施設)

第8条 法第28条第1項の条例で定める施設は、病院、診療所、公民館(社会教育法(昭和24年法律第207号)第21条の規定により設置されたものをいう。)及び博物館(博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定するものをいう。)とする。

(店舗型性風俗特殊営業の禁止地域)

第9条 次の各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業は、それぞれ当該各号に掲げる地域においては、これを営んではならない。

(1) 法第2条第6項第1号の営業 別表第2に掲げる地域

(2) 法第2条第6項第2号の営業 別表第3に掲げる地域

(3) 法第2条第6項第3号の営業 第5種地域以外の地域

(4) 法第2条第6項第4号の営業のうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第319号)第3条第1項第2号に掲げる施設であつて同条第2項の構造を有するものを設け、当該施設を宿泊に利用させる営業別表第3に掲げる地域

(5) 法第2条第6項第4号の営業のうち、前号に定める営業以外の営業 第5種地域以外の地域

(6) 法第2条第6項第5号の営業 第4種地域及び第5種地域以外の地域

(7) 法第2条第6項第6号の営業 別表第3に掲げる地域

(店舗型性風俗特殊営業の営業時間の制限)

第10条 次の各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業は、それぞれ当該各号に掲げる時間においては、これを営んではならない。

(1) 法第2条第6項第1号及び第5号の営業 午前1時から午前6時までの時間

(2) 法第2条第6項第3号及び第6号の営業 午前零時から午前6時までの時間

(店舗型性風俗特殊営業の広告及び宣伝の制限地域)

第11条 法第28条第5項第1号口の広告又は宣伝を制限すべき地域として条例で定める地域は、第9条各号に掲げる営業の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる地域とする。

(無店舗型性風俗特殊営業の広告及び宣伝の制限地域)

第12条 法第31条の3第1項において準用する法第28条第5項第1号口の広告又は宣伝を

制限すべき地域として条例で定める地域は、次の各号に掲げる無店舗型性風俗特殊営業の種別に応じ、それぞれ当該各号に掲げる地域とする。

(1) 法第2条第7項第1号の営業 別表第3に掲げる地域

(2) 法第2条第7項第2号の営業 第4種地域及び第5種地域以外の地域

(受付所営業の距離制限の基準となる施設)

第13条 法第31条の3第2項において適用する法第28条第1項の条例で定める施設は、第8条に定める施設とする。

(受付所営業の禁止地域)

第14条 受付所営業は、別表第3に掲げる地域においては、これを営んではならない。

(受付所営業の営業時間の制限)

第15条 受付所営業は、午前零時から午前6時までの時間においては、これを営んではならない。

(映像送信型性風俗特殊営業の広告及び宣伝の制限地域)

第16条 法第31条の8第1項において準用する法第28条第5項第1号口の広告又は宣伝を制限すべき地域として条例で定める地域は、第4種地域及び第5種地域以外の地域とする。

(店舗型電話異性紹介営業の距離制限の基準となる施設)

第17条 法第31条の13第1項において準用する法第28条第1項の条例で定める施設は、第8条に定める施設とする。

(店舗型電話異性紹介営業の禁止地域)

第18条 店舗型電話異性紹介営業は、別表第3に掲げる地域においては、これを営んではならない。

(店舗型電話異性紹介営業の営業時間の制限)

第19条 店舗型電話異性紹介営業は、午前零時から午前6時までの時間においては、これを営んではならない。

(店舗型電話異性紹介営業の広告及び宣伝の制限地域)

第20条 法第31条の13第1項において準用する法第28条第5項第1号口の広告又は宣伝を制限すべき地域として条例で定める地域は、別表第3に掲げる地域とする。

(無店舗型電話異性紹介営業の広告及び宣伝の制限地域)

第21条 法第31条の18第1項において準用する法第28条第5項第1号口の広告又は宣伝を制限すべき地域として条例で定める地域は、別表第3に掲げる地域とする。

(特定遊興飲食店営業の営業所設置許容地域)

第22条 法第31条の23において準用する法第4条第2項第2号の条例で定める地域は、次の各号のいずれにも該当する地域とする。

(1) 第4条第2項各号に掲げる地域

(2) 児童福祉施設（児童発達支援センターを除く。）、病院及び診療所の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲50メートルの区域以外の地域

(特定遊興飲食店営業の営業時間の制限)

第23条 特定遊興飲食店営業者は、沖縄県の全域において、午前5時から午前6時までの時間においては、これを営んではならない。

(特定遊興飲食店営業の深夜における騒音及び振動の数値)

第24条 法第31条の23において準用する法第15条の条例で定める騒音に係る数値は、別表第1の左欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表右欄に定める深夜に係る数値とする。

2 法第31条の23において準用する法第15条の条例で定める振動に係る数値は、55デシベルとする。

(特定遊興飲食店営業者の遵守事項)

第25条 特定遊興飲食店営業者は、その営業に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 第6条第1項第1号及び第3号から第5号まで並びに同条第2項第1号及び第2号に掲げる事項

(2) 午後6時後午後10時前の時間において18歳未満の者を営業所に客として立ち入らせるときは保護者の同伴を求めること。

(深夜における飲食店営業の騒音及び振動の数値)

第26条 法第32条第2項において準用する法第15条の条例で定める騒音に係る数値は、別表第1の左欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表右欄に定める深夜に係る数値とする。

2 法第32条第2項において準用する法第15条の条例で定める振動に係る数値は、55デシベルとする。

(深夜における酒類提供飲食店営業の禁止地域)

第27条 酒類提供飲食店営業は、第1種地域及び第3種地域においては、深夜においてこれを営んではならない。

(風俗環境保全協議会を置く地域)

第28条 法第38条の4の条例で定める地域は、次に掲げる地域とする。

(1) 那覇市松山1丁目及び松山2丁目

(2) 沖縄市上地一丁目及び上地二丁目

(公安委員会規則への委任)

第29条 この条例の実施のための手続その他この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和60年2月13日から施行する。

(沖縄県文教地区建築条例の一部改正)

2 沖縄県文教地区建築条例(昭和47年沖縄県条例第117号)の一部を次のように改正する。

附 則(昭和61年7月16日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年3月31日条例第23号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成4年10月21日条例第52号)

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は医療法の一部を改正する法律(平成4年法律第89号)第2条の規定の施行の日〔平成5年4月1日〕から施行する。

附 則(平成6年3月31日条例第15号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成4年法律第82号)第1条の規定による改正前の都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定により定められている都市計画区域内の用途地域に関しては、平成8年6月24日(同日前に同条の規定による改正後の都市計画法第2章の規定により、当該都市計画区域について、用途地域に関する都市計画が決定されたときは、当該都市計画の決定に係る都市計画法第20条第1項(同法第22条第1項において読み替える場合を含む。))の規定による告示があった日)までの間は、改正後の沖縄県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第2条第2項第1号及び第2号の規定は適用せず、改正前の沖縄県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第2条第2項第1号及び第2号の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成10年12月25日条例第35号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第1条中沖縄県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第4条第1項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年12月27日条例第63号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月31日条例第57号)抄

(施行期日)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月30日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年12月26日条例第54号)

この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成13年法律第52号)附則第1条本文で規定する政令で定める日から施行する。

附 則(平成14年3月30日条例第11号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。〔以下略〕

附 則(平成17年3月31日条例第10号)抄

(施行期日)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。〔以下略〕

附 則(平成17年7月26日条例第39号)

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日条例第32号)

この条例は、平成18年5月1日から施行する。ただし、第4条第1項第2号の改正規定は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成22年12月28日沖縄県条例第45号)

この条例は、平成23年1月1日から施行する。

附 則(平成27年12月25日沖縄県条例第64号)

この条例は、平成28年6月23日から施行する。

別表第1(第5条、第24条、第26条関係)			
地域	数値		
	昼間(午前6時 後午後6時前)	夜間(午後6時 から翌日の午前 零時前)	深夜(午前零時 から午前6時ま で)
第1種地域	45デシベル	40デシベル	40デシベル
住居地域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第4種地域、第5種地域 及び第6種地域	60デシベル	55デシベル	50デシベル
第7種地域	55デシベル	50デシベル	45デシベル

別表第2(第9条関係)	
区分	地域
市部	名護市 うるま市 沖縄市 宜野湾市 浦添市 那覇市(辻2丁目10番 から22番まで、辻2丁目24番及び辻2丁目25番を除く。) 豊見城市 南城市 糸満市 宮古島市 石垣市
郡部	国頭郡 中頭郡 島尻郡 宮古郡 八重山郡

別表第3(第9条、第12条、第14条、第18条、第20条、第21条関係)	
区分	地域
市部	名護市 うるま市 沖縄市 宜野湾市 浦添市 那覇市 豊見城市 南城市 糸満市 宮古島市 石垣市
郡部	国頭郡 中頭郡 島尻郡 宮古郡 八重山郡